

○湯前町障害者移動支援事業実施要綱

(平成 18 年 9 月 26 日要綱第 11 号)

改正 平成 27 年 3 月 31 日要綱第 4 号

(目的)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 12 3 号)第 77 条及び地域生活支援事業実施要綱(平成 18 年 8 月 1 日付障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づく障害者移動支援事業(以下「事業」という。)は、屋外での移動に困難がある障害者・児(以下「障害者等」という。)について、外出のための支援を行うことにより、障害者等の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 この事業の実施主体は、湯前町(以下「町」という。)とする。ただし、町は、事業の実施にあたって、事業を適切に運営することができる者(以下「事業者」という。)に事業の実施を委託することができる。

(事業の内容)

第 3 条 この事業の内容は、個別支援型(個別的支援が必要な障害者等に対するマンツーマンによる支援)とし、障害者等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として 1 日の範囲内で用務を終えるものに限る。)の際の移動を支援するものとする。

(サービス提供者)

第 4 条 サービス提供者は、第 2 条の規定により委託した事業者(以下「委託事業者」という。)に勤務する従業者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 介護福祉士
- (2) 介護職員基礎研修の修了者
- (3) 居宅介護従業者養成研修 1 級又は 2 級課程修了者
- (4) 訪問介護員養成研修 1 級、2 級若しくは 3 級課程修了者
- (5) 行動援護従業者養成研修の修了者(知的障害者外出介護従業者養成研修課程の修了者を含む。)
- (6) 重度訪問介護従業者養成研修の修了者
- (7) 平成 18 年 9 月 30 日までの間に視覚障害者外出介護従業者養成研修課程を修了した者
- (8) 平成 18 年 9 月 30 日までの間に全身性障害者外出介護従業者養成研修課程を修了した者

(対象者)

第 5 条 この事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものであって、町長が外出時に支援が必要と認めたものとする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 28 条に定める行動援護、重度訪問介護及び重度障害者等包括支援から外出介護を受けることができる者を除く。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳交付要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者又はそれに準ずると町長が認める者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又はそれに準ずるものと町長が認める者

(利用者の見し込み)

第6条 この事業を利用しようとする障害者等又はその介護を行う者等は、移動支援事業利用登録申請書(別記第1号様式)を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定したときは、移動支援事業利用決定・却下通知書(別記第2号様式)(以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による利用決定の有効期間は、登録を受けた日の属する年度の3月31日までとする。
- 4 利用決定を受けた者(以下「利用者」という。)がこの事業を利用しようとするときは、決定通知書を委託事業者に提示し、直接依頼するものとする。

(利用の取消し)

第7条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による利用決定を取り消すことができる。

- (1) この事業の対象者でなくなった場合
 - (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合
 - (3) その他、町長が利用を不相当と認めた場合
- 2 町長は、前項の規定による取消しを行うときは、移動支援事業利用決定・取消通知書(別記第3号様式)により利用者に通知するものとする。

(利用者の届出義務)

第8条 利用者は、次に掲げる事項に該当するときは、移動支援事業利用登録変更・中止届(別記第4号様式)により、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の住所等を変更した場合
 - (2) 利用者の心身状況に大きな変化があった場合
 - (3) 利用の通史をしようとする場合
- 2 利用者は、決定通知書をき損し、又は紛失したときは、直ちに移動支援事業利用決定通知再交付申請書(別記第5号様式)を町長に提出し、決定通知書の再交付を受けなければならない。

(利用料)

第9条 利用者は、事業の利用に要する経費の1割の額を委託事業者に支払うものとする。ただし、10円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(利用料の減免又は免除)

第10条 町長は、利用者及びその属する世帯が次のいずれかに該当するときは、第9条に規定する利用料を減免することができる。

(1) 生活保護法(昭和24年法律第144号)に基づく生活扶助を受けている世帯にあっては、利用料の全額を免除する。

(2) 世帯主及び世帯員の当該年度(4月から6月までの間の利用については、前々年度とする。)の市町村民税が非課税である世帯にあっては、利用料の2分の1に相当する金額を減免する。

(費用の支弁)

第11条 町長は、この要綱に定める委託事業者に対し、別に定めるところにより事業のサービス提供に要する経費を支弁することができる。

(事業者の遵守事項)

第12条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業者ごとに従業者の勤務の態勢を定めておかなければならない。

2 事業者は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、町長及び家族等に速やかに連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、利用者に対し、その提供するサービスの内容、料金、サービスの提供に従事する職員の有する資格等及び経理状況を明示しなければならない。

5 事業者及び従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

6 事業者及び従業者は、利用者への虐待防止のために、必要な措置を講じなければならない。

7 事業者は、従業者、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービス提供日から5年間保管しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第13条 利用者は、決定通知書を他人に譲渡し、又は貸与するなど不正に使用してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日要綱第4号)

この告示は、公布の日から施行する。

※この要綱中の別記様式は省略：主管課にて保管

[別紙参照]